

平成28年

建設消防委員会

6月6日

豊明市議会

建設消防委員会会議録

平成28年6月6日

午後1時00分 開会

午後3時43分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	近 藤 裕 英
委員	清 水 義 昭	委員	富 永 秀 一
委員	近 藤 善 人	委員	村 山 金 敏
議長	月 岡 修 一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石 川 晃 二	議事課長	馬 場 秀 樹
議事担当係長	水 野 美 樹	議事課主事	川 口 真 也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
経済建設部長	下 廣 信 秀	都市計画課長	近 藤 潔
都市計画課長補佐	中 野 忠 之		

5. 傍聴議員

郷右近 修	鵜 飼 貞 雄	蟹 井 智 行	後 藤 学
宮 本 英 彦	ふじえ 真理子	近 藤 郁 子	近 藤 千 鶴
早 川 直 彦	山 盛 さちえ	杉 浦 光 男	三 浦 桂 司
一 色 美智子			

6. 傍聴者

なし

午後1時開会

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ただいまから建設消防委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本日は、早期の委員会の審査の開始、まことにありがとうございます。
ます。

建設消防委員会に付託されました議案第62号の慎重審査のほど、よろしく願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

続いて、議長が出席でありますので、挨拶を願います。

月岡議長。

○議長（月岡修一議員） 大変御苦労さまです。

この案件を通じて、当局の皆さんに申し上げますが、原点に立ち返りましょうよ。行政は何をするのか。市民から預かった貴重な税金を使って事業をする。事業することはいい。しかし、その事業に無駄はないのか、落ち度はないのか、手落ちはないのか、そういったところを、今までも長年の経緯の中で御指摘は受けているはずなんですね。この事業に至って、これほど不手際が目立ってはいけないと思う。あなた方は、議員に対しては本当に真実を懇切丁寧に説明する義務がある。議員の皆さんは、市民の代表としてこの事業に問題があるかないか、厳しく御指摘をする。その権利もある。

きょうは、そうした中で、緊迫した中で委員会を開いていただくこととなります。したがって、本当にうそ偽りのない答弁をしてください。私からのお願いです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。市長においては自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。市長は退席を願います。

なお、市長においては、答弁を求める機会がある場合に直ちに出席をいただきますようお願いいたします。

（市長退席をなす）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

富永委員。

○富永秀一委員 資料請求をさせていただきたいんですが。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ただいま富永委員より資料請求がありましたが、資料請求の趣旨説明とかは。

富永委員。

○富永秀一委員 桜ヶ丘沓掛築造工事の当初の予算から、ここまでの契約変更の履歴がわかる資料を請求したいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 当局において、資料の用意はできますでしょうか。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 過去の経緯をまとめてあるものがございますので、ちょっと資料を整えるまでに、10分ぐらい時間をいただきたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 10分ぐらいということですが、ここでお諮りいたします。本委員会として、資料要求をすることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。当局においては、議案の審査まで10分ですね。

（はいの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） では、ここで10分間……。

審査のほうには影響がありますか。いいですか。

（ないと思いますの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 資料の用意を願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 何部用意すればよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 全部です。20部。

（30の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 清水委員からの話もあったんですが、清水さんが言ったほうがいかと

と思いますが、それがあったほうがきちんと審査しやすいので、資料が出たほうが。出るのを待ちます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） じゃ、休憩ということでいいですか。

（はいの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員より休憩動議がありましたので、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、用意ができるまで暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 分休憩

午後 1 時 1 2 分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第62号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、議案第62号 工事請負契約の変更について御説明いたします。

下記のとおり工事請負契約を変更するものでございます。

- 1、工事名、国庫補助事業 道路築造工事。
- 2、工事場所、豊明市栄町内山地内外。
- 3、工事の概要、工事延長260メートル、道路幅員16メートル。
- 4、請負契約金額、変更前8億5,505万6,520円、変更後9億5,530万6,440円。
- 5、請負契約者、名古屋市中区新栄二丁目1番9号、株式会社フジタ名古屋支店、上席執行役員支店長、今井信也。

この案を提出するのは、市道桜ヶ丘沓掛線、内山地区の道路築造工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要であるからでございます。

それでは、今お手元に配りました桜ヶ丘沓掛線の経緯を簡単に御説明いたします。

当初の契約ですが、可決日が平成27年の3月19日、契約日が平成27年の3月19日であります。契約金額、8億4,434万4,000円、工期といたしまして、平成27年3月20日から平成30年の3月16日までとなっております。

続きまして、第1回の変更契約です。可決日が平成27年の6月29日、契約日といたしまして、平成27年の6月30日、契約金額が8億5,237万7,040円。内容としましては、これは

インフレスライドですね。26年度の最後に契約をしていただきまして、それ以後、工事にかかってはいるんですが、インフレスライドがかかりましたものですから、年を明けた初めるときに変更契約をさせていただいております。

続きまして、第2回の変更契約、報告日ということで、平成28年の3月24日です。契約日が平成28年3月17日となっております。契約金額が8億5,505万6,520円、変更の増額といたしましては267万9,480円となっております。変更の内容ですが、函渠工の特殊目地の数量の変更。仮設工について、土どめを切りばりから自立式に変更。土工について、上記の仮設工の変更に伴う掘削量等の変更。あと、地山補強工、未買収用地による施工方法の変更でございます。

3回目については、本日お諮りしてある案件になります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） さっき、午前中の本会議の早川議員からの御質問の中で、私の答弁で一部間違いがありましたので、ここで、まず御報告させていただきます。

早川議員のほうから、汚泥の処分代の単価が1万8,000円の根拠は何ですかという御質問がありました。その中で、私の回答が積算歩掛かりによるというようなことでお答えしました。調べましたところ、3社の見積もりによるもので、一番安いものを使っております。修正をお願いします。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 質疑のある方は挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 この案件ですけど、本会議場、またここでの説明なんかを聞いておきますと、原因と対策というところに帰結するかと思うんです。それで、原因について、もう少し深く説明を、それぞれの項目に対してもうちょっと深く説明をもらいたいなと思うんですが。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、原因とかいろいろ、見積もり誤りだったり積算誤りだったりいろいろございますので、順次原因に分けて説明さしあげます。

まず、現場で確認する必要があるものということで、函渠工になります。これは、誘発

目地になるんですが、これについては季節により膨張率等が違うものでありまして、発注後に業者と協議をして決定するという事になっておりました。もう一つに現場で確認するものということで、地盤改良工のセメントの添加量です。これについても、当初は想定添加量で見ておったんですが、実際に現場のほうで土を取りまして、それにしっかりしたセメントをまぜまして強度等を確認しております。この2点が現場で確認する必要があるものとなっております。

次に、積算段階での見通しの甘さによるものということで、項目としては、建設汚泥処理、これは当初セメントまじりの土ということで、市としては現場で使えるんじゃないかということでございましたけど、いろいろ協議の結果、建設汚泥ということで処理することとなりました。もう一点が仮設材の賃料です。これについても、ちょっと積算が当時は甘いということがありまして、仮設材のリース代が追加されております。

最後に、原因としての積算誤りという点があります。これについて、吸い出し防止材ですが、これについては図面のほうは、実際本当は合っていたんですけど、ちょっと積算で数量、金額を入れるときに、本当は30ミリのものを入れなきゃいかんところを、10ミリと実際入れておりましたので、これは積算の誤りになっております。

次に、函渠工の防水シートですね。これについてはpH値が4.7ということで、先ほど議場でも部長が説明したとおり、一般的に土木構造物で余りpH試験はやらないということだったんです。これについては、業者のほうから、現場で試験をやりましてデータが出てきました。協議をしましたところ、当初の設計ですと頂版、上の部分だけに入れていたんですが、協議の結果、指針等も確認したところ、やはり全部巻くということになりまして、今回側面と底版部も巻くということになりまして変更させていただいております。

次に、函渠工の止水板でございます。これについては、当初頂版と底版には入ってはおったんですが、これもちょっと図面のほうの見落としがございまして、側壁部、そこについてもちょっと数量が落ちておりましたので、今回追加をさせていただいております。

最後に、地盤改良工の使用機械ということで、これについては、エポコラム工法といたしまして特殊な工法を今回使っておりまして、それも最初から大きい機械ではあったんですが、積算の中で掘削の長さによって国土交通省の標準歩掛かりというのがあります。その掘削の長さにて判断をいたしまして、標準歩掛かりが使えるということと判断してしまったものですから、その部分で当然エポコラム協会のを、機械の組み立てだったり、あと、施工歩掛かりだったりを使わないかんかったところを国土交通省の標準歩掛かりで見えてしまっておって、ちょっと積算としてかなり安いものになっておったということでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、今の説明でまたちょっと質問をさせていただきたいと思いません。

インフレスライドについては、本会議場で国のほうからということで、県を通過して市のほうへ来るということですので、これはちょっと置いておきまして、地盤改良ですけど、これ、全体部分ですか、一部分ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 地盤改良工については、今回60メートル分ございます。その中で、深い深層混合処理工をするところが45メートル、浅い部分、浅層混合処理工をするところが15メートル、全部合わせてトータルで60メートルございます。今回の残土について対象となるのはその部分で、深層混合処理工のほうになりまして、約45メートル、こちらのほうが対象となってまいります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 これ、ボーリングですよ。何か所やりました。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 2カ所実施しております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それで、2カ所で確認はできたわけですか、完全な。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 2カ所のボーリングで推測させていただいて確認はとっておるつもりでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それ、推測ですね。推測としたということですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 推測でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 一番上のインフレスライドのほうからいきますけれども、昨年度の6月議会にも出されておりますが、そのときには、県からこういう通知がありましたということが書いてあって、県から公共工事設計労務単価何とかかんとかについてという、第441号の通知があったということが根拠になっているわけなんですけど、今回も国や県からということでしたが、業者から請求があって国や県の通知に従ったということですか。それとも、国や県から、最初からこの時期、もう1年たったので、前回の基準日から12カ月後以降、なっているのだから上げなさいということがあったんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 通知のほうは、今委員から言われたとおり、毎年大体2月ぐらいにございまして、ことしもございまして。それで、4月になりまして、業者さんのほうからインフレ協議ということで、そういう協議がございまして、それに基づいて今回積算のほうをやっております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、労務費についてはそういうことだとして、今回は1%で1,150万と上がっているわけなんですけど、前は確か一番大きい要因として140万しか上がっていないんですけど、生コンが5%上がったという説明があったんですけど、今回の1,150万円という大幅増になった理由として大きなものがあれば教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 大きいものは、やはり5%の労務費というのが大きくて……。

(労務費ではないほうですの声あり)

○都市計画課長(近藤 潔君) 済みません、失礼しました。

現場管理費については、ここにも書いてあるんですけど、約1%ですね。これに……。

(じゃ、なくて。その1,150万上がっての声あり)

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 1,150万円上がって、これは1%です。それがなぜその金額、前回は生コンが5%上がったことが大きかったですということで140万円上がっているんですけど、今回さらにもっと大きな金額が上がっているわけですけど、なぜこれだけ上がっているんですかという、その内訳を、詳しくはなくていいですけど、大きなものを教えてくださいということです。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長(近藤 潔君) これは積算基準の中で、いろいろ作業をやる中で直接工事費というものをまず出しまして、その後に経費、いろいろ必要経費、現場経費だったり一般管理費とか、そういうものがございまして、今回は現場管理費というのが上がっております。その内容というのは、現場の労務者の保険だったり、あと安全訓練に対する費用だったり、福利厚生費用とか事務用品費用、あと通信運搬費用、そういうものにもろもろ経費がかかっておりまして、その分が上がっております。

以上です。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、諸経費の中のものを説明していただいたと思うんですが、これ、全部、今説明していただいたのは諸経費の中に含まれるものという、そういう理解でよろしいですか。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長(近藤 潔君) 入っております。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) ほかにございせんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、資材とかそういうものは特にプラスマイナスであんまりなくて、それも労務を管理するための費用が上がっている。人件費みたいなものということ

ですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 じゃ、インフレスライドはそれで、じゃ、建設汚泥のほうに行きますけれども、実は市から聞いている説明と県に確認をした内容がどうも違うものですから、ここは真摯に正直なところをお答えいただきたいんですが、たしか出てくる汚泥を埋め戻しの土に使うというつもりでしたよと、だけど、産廃じゃないかというようなフジタからの指摘もあって、その処理をするのがどうなるのかというのを県に確認したら、県が珍しいケースなので判断がなかなか出なかったけれども、結局産廃だという判断が出ました。だから、4月28日からその部分の工事をとめていますよという説明でした。しかし、県に聞きますと、去年の暮れにはもう市とフジタさんは県のほうに相談に来ていましたよと、そのときに市に対して、フジタは、ほかの現場ではみんなこれは産廃として処理していますと言っているわけで、市はそうではなくて埋め戻しの土にしたいと言っているわけなので、これは見解が違いますから、市はちゃんとこれが埋め戻しの土として使えるように処理をする資料を出してくださいと、その時点で県から市のほうには言われているという説明だったんです。どうもかなり、先ほどでも、本会議のほうでは4月に初めて知りたみたいなお答えがありましたけど、かなり時間が違うんですけど、これは県が言っていることが間違っているのか、市のこれまでの説明が間違っているのか、事実を確認したいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほど私が4月28日に確定したというのは、県のほうから、環境部のほうから正式にこれはもう産廃ですというお墨つきをいただいたと。それまでは協議中で、私どもは少しでも安くしたかったので、埋め戻し土として使えるように業者と協議しながら方法を検討しておったというような状況です。ですから、私どもとしては、県のほうから最終確認をいただいたというのは4月28日というふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 1点だけ。先ほど本会議の中で4月18日という話がありましたけど、ちょっとその日にちが何なのかというのを再度確認させてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 4月18日というのは、県から建設汚泥との最終回答があった日です。4月28日は、ごめんなさい、私どもがそれを受けて本当にそうか確認して最終的に市として判断した日ですね。済みません。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 愛知県の環境部資源循環推進課ですけど、そこはその話を聞いた後、道路建設課のほうにも、県のですね、確認をして、通常どうしているかというのも確認したら、そうした工事が出る汚泥は普通、産廃として処理していますよということだったので、それは市にも早い段階で伝えていきますよということでしたが、それはお聞きになっていましたか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 県のほうから正式に、これは完全な汚泥ですという御返事をいただいたのは、先ほど私が申した日にちであって、協議中だった認識です。ですから、あくまでも4月の当初の段階では、私どもは使いたいと、何とか。本会議でも少しお話ししたとおりに、全ての現場がそういう形をとっていませんので、これは私ども、国のほうにもたしか確認をとらせていただきましたので、そういう意味で協議中で固まっていない、まだという、危険性はあるという認識はありました、ですので。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、危険性があると判断され、要するに産廃だという判断が出る可能性もかなりあるなということは認識はされていたと思うんですけども、それでも判断をするのがかなりおくれたということではあると思うんですが、これまでに土質改良をして埋め戻しできる技術としてどんなものを検討されたか、当然その資料を用意してくださいと言われたわけですから、それをしようとした努力はされたと思うんですが、どういうものを検討されたか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今どういったものを県に出したかというのを、ちょっと……。

（県には出してないはずですが。県に資料を出してくださいと言われて出せなかったのでの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 県に出した資料というのではないはずですが。県は、結局資料を受け取っていませんと言っているの、資料を出したものはないはずなんです、出そうと努力するには当然いろいろ埋め戻しの土にするにはどうすればいいかって調べたはずなんです、もし調べてあるのであればどんなものを検討されたかということをお教えください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 県というか県の環境部のほうにこういった資料を出したか出されていないかというよりも、検討した資料を今ちょっと手元にないので、早急に調べて御回答できるようにします。

私どもの認識は、あくまでも現場内で再利用、再利用というのは自社の現場内で使えば、基本的に外へ出さなければ汚泥というか廃棄物ではないという認識を持って当初取り組んでいたと。ですが、それを、例えば外へ持ち出すとその段階で廃棄物の扱いになるということが1番になってきます。ですから、当初私どもが思っていたのは、そこに出たものは少し仮置きして再利用したいと、再利用するのであれば現場内で廃棄物として外へ持ち出しをしていない。ただ、それを外の現場へ、現場というか、工事現場から外へ持ち出すと産廃になるというのがまず1つの見解がありました。あと、一番肝心なのは、汚泥処理した盛り上がり部とか、そういったものの処理が、盛り上がりが出た段階でもう汚泥だという考え方を県のほうは持ってみえた。その辺の考え方が、私どもと業者と県のほうとでずれていた、マッチしていなかったというのは実際にありました。そこで時間がかかったと。以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これが産廃になるかもしれないというような情報というのは、これ、協議中という、協議が4月28まで続いたんですかね、産廃になるかもしれないというような情報はいつごろからつかんでいらっしゃいましたか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは2月ぐらいから、もう可能性としては。ただ、先ほども言うように、私どもとしてはあくまでも使えるという考え方でいました。もっと早い段階でも可能性としてはあったのかなというのは、今は思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今の御説明を聞いて、やっぱり多分県がちゃんと伝えたはずなのにそれが理解されていなかったんだろうなというふうに思うんですけど、そういうのを、出た汚泥をそのまま使うのをみずから利用というんですけど、それは出てきたものは、これは汚泥ですよ。ただ、普通は有価物にしないといけない。つまり、ほかの企業から買えるような状態にしないといけないんだけど、汚泥についてはなかなかそれが難しいので、そこまで品質を上げなくても敷地内で利用すればいいですよ。ただ、汚泥は一応産廃なんだけど、それを何でもいいですよと言っちゃうと適当なところに埋め立てて、つまり、いわゆる廃棄物の不法投棄みたいな状態になってしまうかもしれないので、だから普通は有価物にしないといけませんよと言っているんだけど、そこまでは求めません、敷地内で使ってくださいということになっているわけです。

そのことは、だから、敷地外に出たから産廃だとかということよりも発生した時点で一応産廃なんだけど、それをちゃんと敷地内で利用するなら基準をある程度低くしていいですよという説明をしたはずなんです。

それはもう最初から言っていて、フジタは、これは産廃として処理したいと言っている、ほかでもみんなそうしているんだから。市がそうではない方法をやりたいと言っているわけだから、市に対してほかで使えるという資料を出してくださいというふうに言ったはずなんです。そういう認識になっていないというのが。だから、県の人がおっしゃっているんだけど、それは一貫して協議も何も、最初に言ったときと何も変わっていませんよ、資料を出してくださいとしか言っていないと。それが一切ずっと出てこなくて、結局市が諦めたのが4月18日という日付という認識なんです、県。それで理解できているんですけど、私はそうなんだろうなと。そうではないということなんですか。もし違うのであれば、おっしゃってください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私どもは、当然環境部としてはグレーなものは黒で見た
いと。言い方がちょっと正しいかどうかはわかりませんが、考え方として、ちょっとグ
レーゾーンのもの黒で見たほうが安全ですよという考えを持たれるのは当たり前のことだ
と思います。私どもはほかでも、先ほど委員がおっしゃるように、みずから利用をすれば、
使ってみえる現場もありますので、それができないかを検討したということでございます。
以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 ちょっとまたインフレスライドのことについてなんですけれども、初歩
的なことかもわかりませんが、これ、必ず支払わないといけないものなのか、拒否
できるものなのか、また、拒否したら罰則があるとか、そういうことをちょっとお願
いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 罰則はないと思うんですけど、必ず業者のほうから協
議がなされた場合はお互い協議をして支払うことになっております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 例えば、それ、支払わないことによって今後の契約とかに何か影響して
くるというようなこともあるわけですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 基本的に私ども公共工事でございますし、請負契約者と
発注者、これは対等な立場で事業を進めていくと。当然契約約款とか、いろんな公共工事
のスライドに関する条項もございまして、そういうものを遵守しながらお互いに協議し
て、請負さんと協議しながら進めていくと。先ほど、業者から請求があったから初めて、
これはスライドの案件だけはそういう形をとっています。反対に物価が安くなった場合は、
市のほうから業者のほうにスライド要綱で請求をかけることも可能です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（関連での声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 私が聞いている中では、今までデフレライドというのはなかったように思うんですけども、ありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） なかったと思います、恐らく。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 結局、業者の言いなりになっているとしか思えないんですけども。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 業者さんの言いなりということではないというふうに思っております。先ほども申しましたように、お互いが正当な立場で公平に協議を重ねていくというのが私どものスタンスでございますので、一時期デフレスパイラルということではなかなか賃金が上がらないとか、物価が上がらないということはありませんでしたが、それはその当時の単価が決まっていたので、そこから極端に値段が下がるというようなものがあれば、国のほうからそういった通知がまた来て、その時点で私どものほうから協議させてもらうということになると思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 インフレライドのことでお聞きしたいんですけど、これ今、現在出来高というのが大体どれぐらいになっていて、残工事が大体幾ら分ぐらい残っていて、それに対する今回のインフレライドの上昇分というのが大体何%ぐらいに当たるのかというのを教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今現在の出来高、約30%でございます。金額でいきますと、残工事分が約6億1,000万ぐらいまだ残っておりますので、それに対する今回インフレになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 早い段階で産廃となる可能性がある、そういう危険性があるということは認識されていたということなんですけど、そうであれば最終的に処理をしなければならなかった場合の業者を探したりだとか、費用がどのぐらいになるか見積もりをとるといことは並行して進めることもできたと思うんですが、それはやりましたか。始めた時期を教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然そういう危険性があるので、そうなったらというのはつかんでおりました。時期も、先ほども申しましたように、4月に入ったぐらいですね。2月の段階で可能性があるという認識は持っていましたが、あくまでもみずから利用を私どもは考えていましたので、ただ、業者さんのほうからそういうお話がありましたので、それを全く無視して、仮にということ想定は、きちっと積算が全て終わったという意味ではございませんが、大体処分するのにどのぐらいかかるとか、あと、どこまでが汚泥になるのか、盛り上がり部だけが汚泥になるのか、そうではなくてすき取った部分が汚泥になるかという判断もまだその段階では、ボリュームですね、ですから全体のボリュームがどこまで、仮になったら処分するのがいいのかというのがまだはっきりわかっていない状態でした。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その点のはっきりわかっていないというのは、市が理解していなかったということなんです。つまり、業者に聞いたりすればすぐわかる話ではないかなとは思いますが、わかっていなかったというのは、誰がわかっていなかったんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 我々市の当局です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 3月議会のときの専決処分の資料を見ると、土砂を再利用するための一時仮置き場を借りるためというのに142万、これ、追加されているんですけど、この土地というのはそれよりの土地、この建設汚泥の再処理のための土地でしたか。それとも全くこ

れは関係ないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今回の汚泥になるだろうという土地のための仮置き場ではございません。普通の……。

（ではないんですかの声あり）

○経済建設部長（下廣信秀君） はい。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 建設汚泥になることが2月ぐらいからわかっていたという、可能性があるということを書いてみえたんですけども、その可能性があるとわかったときに、プラントをつくらずに何か埋め戻しの方法があるというようなことは調べなかったでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然それも含めて、仮になった場合どういう方法がいいのかを検討は始めております。ですので、プラントをつくるというのはやっぱり希望的にほとんど難しいのと、それからスペースがございませんので、プラント。それ以外の手法がとれるのかどうかというのは、仮になった場合に、先ほど言った両方で進めております。それと、一番肝心のみずから利用をする方法を模索しておったと。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 プラントをつくらずに埋め戻しにするような状態にするような、そういう方法はなかったのですかということを知ったかかったんですけども。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 結果としてそういう方法がなかったということですので、汚泥として処分させていただきたいと。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ごく初期の段階にさかのぼるんですけど、平成18年に国土交通省が建設汚泥の再生利用に関するガイドラインというのを策定してまして、みずから利用と言われるほかに廃棄物として出さずにみずからの工事現場に埋め戻し残土などとして使う方法をとる場合は、県など環境部局への届け出等の手続は不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した利用計画書を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させることと定められているんですが、これは知っていましたか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは確認しております。知っております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 もし契約前に知っていれば、その計画書もできていたはずなんです、それはいつ知ったことですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） ガイドラインに載っている工事着手前というのが契約の前ではございません。実際に現場に入る前までにという考え方です。ですので、いろんな、例えば1つの工事をするのに元請さんがいろんな業者さん、いろんな工種の業者さんに見積もりをとり、その工法そのもののやり方を確認して工事を進めますので、工事が契約よりも、例えば工種が後のほうであれば、実際に現場へ入るまでにやるということですので、そういう意味では当初の段階では出ていないです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 確認ですが、今回建設汚泥の処理をするというのは、全部で2,400立米でよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりです。2,400立方です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、もしもこの先工事を進めていったときに、みずから利用しようと思っていて、2,400立方はほかに今回出してしまうというような感じだと思うんですけど、それ以上に不足するような事態にはなりませんか、土がということですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 朝、議場で部長が説明しておったかと思うんですけど、愛知県のほうに工事間流用という手続きがございまして、どこどこの現場から、例えば1万立米出るのでどこかで使ってもらえないかと、そういうような情報が回ってまいりますので、その辺をいろいろ検討して、もらえるところから積極的にもらっていきたいというふうに思っております。また、出すほうについても、受け取ってもらうところがあればそこへ持っていくと、そういうことになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、2,400立方メートル以上に必要になるということはないですかと、そういう質問です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今回どちらかという、土が出るほうが多いものですか、そういうもらうところがないかと思えます。土量的にいうと、やはり出すほうが多いものですから、その辺で今、仮置きした土を使ったり一時的に、搬出と搬入の時期がちょっと異なってくる場合がございますので、足らない分については時期を見て、現場の外からいただいてくるということも今考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

富永委員。

○富永秀一委員 去年の暮れにフジタと市とで相談に行ったという、これ自体は、先ほどそうですとおっしゃいました。それについては確認したんですけど、それは間違いなかったですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○**経済建設部長（下廣信秀君）** 2月の段階が正式、正式という言い方がおかしいですが、これは一回、可能性があるのでは県のほうとも協議しながらということだと思います。ただ、現場の担当者レベルではそういう話が年末ぐらいからあったかもしれません。

それと、先ほどの資料の話でございます。これ、私どものほうでちょっと確認しましたら、資料を持って県のほうに、環境部のほうに説明に行きたいという申し出を県のほうにしたところ、県のほうからその必要はないよというふうに言われたと。県のほうは、環境部のほうは元請さんと市の話し合いで、そこに県が入ることではないですと、簡単に言う。そういうことですので、最終的にみずから利用ができないのであれば産廃ですねと、そういうことですので、委員がおっしゃるように、私どもから県に何か資料を出したかということはないです。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** ほかにございませんか。

富永委員。

○**富永秀一委員** ということは、出そうと思った資料はあるわけですか。もうできていたんですか。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○**経済建設部長（下廣信秀君）** 私どもが、例えばまだ工事、当然施工していないので、今のボーリング調査だけで何かを持ってということは、資料を持ってということはないと思いますが、例えば、国土交通省が出している建設汚泥の再利用に関するガイドラインとか、こういったものを県の環境部に、これを持って説明に伺う、考え方ですので、先ほどのみずから利用できるかできないかということに焦点が来ましたので、そういう意味で、こういったもので県のほうに一回説明に行くということになると思います。

以上です。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** ほかにございませんか。

富永委員。

○**富永秀一委員** そういう資料を持っていきますと言われても、それは不要ですと言われると思います。そんなこと、百も承知ですよ、県はという、多分そういう返答だったと思います。出してくださいというのは、そういう基準に基づいてちゃんと再利用できますよという、その証拠になるような根拠となるような資料を出してくださいという意味で、そんなそういう国の基準を今さら県にということだったら、それは断られるだろうと思うんですけど、そういうものではない本当の資料を、つまり必要とされている、県が求めている資料は、用意はできなかったということでもいいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 基本的な考え方のみずから利用ができるできないという話とは別に、県のほうの考え方が基本的にもう汚泥なんだと、汚泥だということからスタートですので、私どもは、建設汚泥はみずから利用すれば汚泥じゃないという考え方を持っていた。それが県のほうはもともと汚泥で、できた段階でどんなことをしようが汚泥ですよという考え方。先ほど委員がおっしゃるように、最低限の埋め戻しに使えるような材料に工夫して埋め戻しに使えれば可能だというのが国土交通省の考え方だと思います。

私どももセメントの配合試験をやったというふうに話をしましたので、それで現地で配合試験をやって、それを割るといっておかしいですけど、埋め戻し土に使えそうなら細かいとするというのは、物理的には可能ですが現実性がない。どうしても塊といっておかしいですけど、想像していただくと、セメントミルクが浮き上がって、それが放置されれば塊になると、それを埋め戻しに使うとある程度細かいものにしなければならない。最初重機でやることは可能です。その後、人力による取り壊しをして、それをというよりは費用が多くなるのでということ。

ですので、実際に一番今回の問題で焦点がかみ合わなかったのは、みずから利用ができない、みずから利用をする埋め戻し土のもの、どういったものが、先ほど委員がおっしゃるように、ここまでなら埋め戻しで使っていいよって。その辺の基準がなかなか明確になっていない部分があるので、そういう意味でなかなか、業者ともそうですし、県とも、県というのはあくまでも環境部ですね。私が直接県とはやっていないですが、担当の職員から状況を聞いている中では、やはりグレーっぽいものは、先ほど申しましたけど、県としては当然、それは行政として当たり前のことだと思うんですが、黒で判断していくと。じゃ、ほかの現場がそういうグレーのものをグレーのままということではないですけどね。その辺がちょっとなかなか難しいと申しますか。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 県は、みずから利用のこと、最初に電話したときからもうおっしゃいましたよ。みずから利用は当然あるんだと。ただ、出たものが汚泥なのは確かなんだけど、それがみずから利用できるような状態にすれば利用すればいい話で、だけど、そのためには何でもいいですよというわけにはいかないから、いろんな基準があるので、この基準に当たる埋め戻し土にできますよという資料を出してください。これは最初からずーっとそ

う言っているのであって、迷ったりとかグレーだとか、そういう話ではなくて、何かが出てくればそれがどうかというのは判断できるけれども、それを出してくださいと言っても何にも出てこなかったんですという話なんです。なので、多分そっちの業者さんとやっってくださいというのは、まずフジタも説得できないような状態だったら県に持ってきてみましょうがないでしょうということだと思んですけど、その辺はかなり見解が違う。県が迷ったかのような話をされますけど、県は最初からそういうふうに首尾一貫してずーっとそう言っていますよという話なんですけど、それは県のほうが間違っていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁できますか。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 県のほうが間違っているとかということは、この場では私のほうからは言いません、もちろん。当然行政庁ですので正しい判断をされていると思います。ただ、くどいようですけど、私どもはみずから利用を、先ほど委員がちょっとおっしゃった、誰でも第三者が買えるような状態が理想ですよと、であれば問題ないと。そこまでの状態にするべきだという認識は、私どもに当初はなかったです。それは確かにそういうのはありました。ですから普通に売れるような土まで改良しなくてはいけないという認識は、当時はなかったと思います。積算の段階です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それは県も求めていないんですよ。それは、だから先ほども話しましたように、普通は売れるような状態までしないといけないけど、建設汚泥はそこまでは求めないんですよということですよ。今話を聞いてもちよっと違ってきます……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員、県の話になると、ちょっと事実がどこかというのがわからないものですから。

（答えようがないの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 清水委員。

○清水義昭委員 再確認になるかもわからないんですけど、この埋め戻そうと思っておった土だと思うんですが、これが産業廃棄物になるんじゃないかというふうに、最初に話をいただいたのはどこからなのかなという、そこを教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） そういう可能性があるというのは2月です。正式に、先ほど言うように、これは確定だというのは4月です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 清水委員。

○清水義昭委員 私、いつからと聞いたんじゃないかと、どこからそういう情報が上がってきたのかという確認。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは業者からです。元請から、排出する業者側が危険性があるのでということで話がこちらのほうに来たと。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤裕英副委員長。

○近藤裕英委員 当局さんのほうで見込みミス、それから積算ミスというのはお認めになっているので、ここで時系列の経緯とかをお聞きするのではなく変更内容、金額について質問させていただきます。

実際に積算ミス、要は積算落としですね、私たちの業界からいうと見積もり落としというやつになるんですけど、これは、今の時系列の中で発生した金額というのは、私が思うには少ないと思うんです。例えば、見積もりを落としていたから発生したわけですね。汚泥の処理も最初からしなければいけないということであれば4,300万必要であったと。防水シートも土壌に関係して、それがわかっていれば2,350万かかったと。私がぱっと見ると、単純なミスは機械の変更、いわゆる標準的な設計基準に従ってやってしまったこと、それから、例のスリーブの後ろのやつを10ミリが30ミリ、これは全くのミスだと思います。強いて言えばリース代のところは、例えば4月28日までに並行して見積もりを完了しておれば、ぼんと出たときに節約できた期間があるわけですね。そこから工事の変更にかかわるまでの日にちがあれば、そのリース代は当然発生してしまうので、それがどちらかわからないんですけど、いわゆるインフレスライド、それから初期にわかっていればかかった費用というのはこの1億の中の多分七、八千万になるのではないかなと思うんですが、具体的にお幾らになると思いますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今副委員長が言われたとおりですね。全くの、どっちかといったら積算ミスの部分が非常に多くて、その金額が今言われたとおり、防水シートが特に、これは約2,000万ぐらいございます。あとについては使用機械の関係がございしますの

で、これと合わせて、使用機械のほうが機械の組み立てと分解の費用と、あと施工費用を合わせまして約600万なものですから、約2,600万ぐらい、これが我々のミスということになります。

(ちょっと関連での声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤裕英副委員長。

○近藤裕英委員 今、防水シートの件も御返答いただきましたけど、防水シートもこれもボーリング調査のときの水質を調査するという、そういう慣習がなかったのも、ただ、これがその時点で酸性土だということがわかっていれば、最初から設計段階でわかっていればそれもイニシャルコストに入っていたわけなので、私の解釈でいうと、防水シートというのは当局さんのミスとかによって発生した金額ではないと思うんですけど、単純に言うと、機械の大きくなった分、それから矢板、敷板の鉄板のリース料が単純なアップ分になるかと思えますけど、いかがですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりだと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 また建設汚泥のことに戻って申しわけないですが、先ほど国の、国土交通省のガイドラインは知っていましたというお話でしたよね。そうすると、工事着手というのが本当の当初のことではなくて、そのこの部分の工事だとしても、その前に利用計画書を発注者の側がつけさせなきゃいけないんですよというふうに書いてあるわけですから、それをつくるだけの期間、前もって当然指示をしなければいけないわけですけど、そうすると、2月に初めてフジタのほうから、これ、大丈夫ですかというような話があったということは、それまで、それからだとかなり時間が短いわけですけど、いつ工事着手前にやるべき利用計画書を出させようと考えていらしたんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 基本的に、施工計画書というんですけど、そういったものは、先ほどちょっとお話しましたように、現場へ入るまでに業者さんが下請さんを決めて、その下請さんが元請の現場代理人と話をして計画をつくるというのが一般的です。それをつくるのにどのぐらいかかるかというのはちょっとあれですけど、期間がどのぐらい必要だというのは、ちょっと私どもではつかみ切れていないですね。実際今回のこ

の工事のこれをつくるのにどのぐらいの日数がかかるかというのは。私どもとしては、工事を着手する前に出してもらえれば、それで協議をしてオーケーになればいいですよという形をとっています、どんな工事でも。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 会議の途中ですけど、ここで10分間休憩といたします。

午後 2 時 6 分休憩

午後 2 時 1 5 分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 今までの質疑を聞いておりましたけど、本線からちょっとずれてきたような気もしますので、また本線に戻していただいて、非のあるところは当局も本会議場でも認めておられますので、本線のほうで調整していただきたいかなと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 今後出るであろうという多分金額なんでしょうけれども、セメントミルク分は埋め戻しに使えるということで、その分の土が不足するわけですよ。他自治体との流用があればいいんですけども、もしそれができなかった場合の不足する分の量とかかる費用をお願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 不足する分が今のところ6,000立米ぐらいを予測しております、1立米当たり2,500円から3,000円、3,000円といたしますと1,800万円ぐらいを買うことになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 変な質問で申しわけないですけど、トラック何台分になるんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 1,200台です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤裕英副委員長。

○近藤裕英委員 今回の関連で、私が知っている範囲では、通常土砂というのはもう処分に困っているぐらいなので、ほぼ99%補填できるという予測でいらっしゃるでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今、現段階では、先ほども申しましたように、流用のほう、いろいろ工事間の手続をとっておりますので、もらえることを前提に今力いっぱい検討してまいりますので、何とかもらえるようにしたいと考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の工事請負の変更契約についてで、28年度の当初予算で、国、県の支出金が2億3,760万あったと思うんですけど、これが上がること、いろいろとたくさんもらえることがあるかもわからない、さっき本会議の答弁であったと思うんですけど、これが減るようなことはありませんか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 実を言いますと、今まさしく交付申請をしておるところでありまして、今委員が言われた金額については、先ほど会議で部長も言ったとおり、10分の5.5という補助率があるものですから、交付申請の予算に対する5.5部分の入を見込んでおりますが、交付決定額が、実を言うとかかなり今、道路改良工事は厳しくて、なかなか100%ついてこないというのが現状でありまして、日本全国、どちらかというところと修繕、メンテナンスのほうにお金を国のほうが使っておりますので、今回桜ヶ丘沓掛のような新規の道路改良工事というのは今非常に厳しい状態なので、なかなかさらにつくというのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 もともとはその出てくる土砂を埋め戻しに使おうと思っていましたよということでしたね。それについては設計段階からそういうふうを考えていらっしゃったと思うんですけど、例えば設計の会社、コンサルから、これについてはこういう点を気を

つけてくださいねとか、そういうサジェスションは特になかったんですか。そのまま土砂として使うような指示になっていたんですか、設計段階では。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今委員がおっしゃったように、例えばこの設計の中でこの部分が不透明ですのでここはどうなるかわかりませんよというようなものは、今まで私が経験したものではないです。安全を見るというのが一般的ですので、安全性を見て、きょう、今度実際現場に入って工事するとき、例えば業者と発注者が協議して、このやり方なら法律に遵守し、適正に設計値というか、うちの要求が満たされるということであれば、その部分を変更して減額したりということは、可能性はあると思いますが、設計当初でそういうふうに危険なまま放置するということはないと思います。

ですから、今回本当、私どもの見通しが甘い部分とか間違った部分があって、議員の皆様本当に御迷惑をかけておりますが、こういうものがなければ今回のようなことにはならなかったわけなんです。先ほど委員がおっしゃるように、こういうこと、そういうことがありますかという御質問、どっちになるかわからないまま、ほかっておくということはないです。どっちかに固めます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 ちょっと1つ聞かせてください。仮設材料費、これ、リース代ですのでおくれればおくれるほど加算していくと思うんですが、日々どれくらいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 1日当たり約8万1,000円でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 今まで聞いておるところですけど、ちょっと総括しちゃうような感じですけど、当局のおっしゃられておるのは、労務単価なんかは国、県のほうから指導が来るということで、業者と相談の上ということでありますので、その下からですね、現場で確認する必要があるもの、それと、積算段階での見通しの甘さ、積算の誤り、これについて、今3つの段で当局としてどういうふうに振り分けられますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 金額的なものでよかったですか。

（いや、名称で結構ですよ。名称と内容もわかれば。内容も先ほど聞きましたものでいいかなと思いますけれどももの声あり）

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、原因別にお答えします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） わかりました。大丈夫です。

（大丈夫ですの声あり）

○都市計画課長（近藤 潔君） 労務単価等の上昇ということで、今回約1,650万、割合にすると約16%になります。現場での確認の必要ということで、この部分については約580万円、これは割合でいくと6%になります。積算段階の見通しの甘さ、また積算の誤りということでいきますと7,760万円、これがやっぱり割合が大きくて78%、このような割合になっています。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 名称もちょっとついでに振り分けてもらえたら。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 労務費の全体の割合の16%はインフレスライドでございます。現場での確認の必要というのが函渠工誘発目地、あと地盤改良工のセメントの添加量、以上です。あと、積算段階の見通しの甘さと積算の誤りについては、建設汚泥の処理、それから仮設材賃料、吸い出し防止材、函渠工の防水シートですね、あと函渠工の止水板、あと地盤改良工の機械の変更と施工費、以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、私、考えるところに、建設汚泥と仮設材料費、この辺がちょっと見積もりが甘かったんじゃないかと思います。以後は、これは当局のミスというふうには判断しますが、いかがですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 ということであれば、そのミスに対して今後どういった防止策を考えておられます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今回の要因は、やはり職員のほうの経験不足だったり知識不足というのかなりございますので、あと、チェック機能の低下だったりします。その対策としては、1つ目としては、若手職員を積極的に研修だったり講習会等、いろいろ勉強させまして、知識とか技術の習得を加速させていくというのがまず1つですね。2つ目としては、今回のような重要な工事につきまして、今、市の中で設計審査委員会というのを開いております。その中で業者のほうの設計積算が、図面と数量が上がってきた段階で、現状ですとそれに伴って市のほうが積算をしてすぐ発注するという体制になっておるんですが、コンサルの委託の成果が上がってきた段階で、一度設計審査委員会等を開いて、数量のチェックだったり図面のチェックをして、それをさらに、また発注前にもう一度設計審にかけると、二重三重のチェックをして、今後このようなことがないように防止をしていきたいと考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今都市計画課長が回答しました対策、これ、私ども、今経済建設部でこういうことが必要なのかなと、それから、最終的に今設計審査委員会を所管しておりますのが行政経営部になりますので、一度市全体のことを考え、改善策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 市全体ということですけど、ほかの部分も含めてということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 経済建設部だけが工事を発注するわけではございませんので、私ども以外の教育委員会とか、いろんな部署で大きな工事が発注されますので、市

全体を捉えて考えていかないとだめだというふうに、経済建設部長の私は今考えておりますので。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 今副市長もみえますもんで、このあれは当然反映させていただいてということ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） この件に関して、私も技術者の端くれでございます。3月まで経済建設部長もやっております、非常に今回、痛恨のきわみというか、非常に反省しておるところでございます、近藤のほうからも話があったように、1つ、経験不足というのは非常にあると思うんですよね。私ども、若いころは、豊明市で言えば大型プロジェクト、いろいろ、橋だとか公園だとか下水だとかし尿だとかをやっていました。ただし、今の若い者は、そこらの道路の側溝の改良しかやっていないんですよね。だから、やはり、そういうものの知識も経験も不足しておることがここに出てきたことはわかります。

だけど、それを今まで私どもとしても、そういうふうに指導してきたわけではないですけども、やはり経験不足は否めないということで、部長のほうから話がありましたとおり、私ども、市役所には設計審というのがありまして、設計審のあり方を再検討するということを言っています。それは私も前々からそういうことを考えておりまして、やはり二重でも三重でもチェックすることは必要であり、また、今回キャリア、土木系の職員をとっておりますので、キャリアということはゼネコンにおった人間もおります。そういった人間も設計審は係長以上なんですけれども、そういったキャリアの人間も入れて、やっぱり総合的な検討をするということと、金額の大小にかかわらず、物件の内容によっては、私も土木屋さんでございますので、私も出まして審査委員会に加わっていきたくないと、かように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 そうしますと、どの部の事業にかかわらず、そういった工事の場合、多少金がかかっても安全策をとってやっていただけるということですよ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） でき得る限りということで、ケース・バイ・ケースはありますのでどこまでということは言いませんけれども、当然きちっとしていくべきだと思っております。

以上でございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 この件ですけど、今回だけで済むわけじゃないんですよ。もう二度と起こしてはいかん事案なんですよ、これは。市民の大切な、討論に入っちゃいますけど、市民の大切な税金ですよ。ですから、それは十分チェックして、無駄使いのないようにしっかりとチェック機構、そういったものを確立していただきたいかなと思っております。また討論で後やりますけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 30年の3月まで工期がありまして、まだまだやらなきゃいけない工事、種類がありますので、当然そこにまたいろいろな考え方が生じてきます。今話したとおり、職員に任せずに、そういう組織を、経験者というか設計審査委員会の面々にしっかり見させて、こういうことがないようにしていきますので、よろしく願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今の審査会の件なんですけれども、これ、今までは内部だけでやってきたということなんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 職員が基本で、土木工事については職員だけでやっていました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今までの経過を見ると、機能していなかったというのが本来だと思うんですけども、結局外部の本当の専門家、今、キャリアを採用したと言ってみえたんですけども、それもやっぱり内部ですよ。外部の専門家にしっかり見ていただかないと、

これ、解決しないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 建築のほうは、昨年かその前かちょっとあれなんですけど、外部の方をお願いして、そういう特殊な物件、そういったことをやっておりますので、例えば土木工事でも特殊な例、今回の桜ヶ丘のような、規模が大きくてというような物件については、そういうことも視野に入れて一回考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 土木関係のものは、今回みたいなのが特殊で、もうそんなにめったに出ないということなんでしょうかね。常駐で毎年設計審の中に、今つまり内部だけで財政課長ほか土木とか都市計画の係長さんという内部だけで8人で構成されていますけど、そこに1人でも、できれば本当は2人ぐらい、ちゃんと土木や材料だとかそういうことがわかる専門家がいてくれたほうが今後こういうことが、ここまで巨額になることはないかもしれないですけど、やっぱり見落としというのは出てくる可能性がありますから、いてもらったほうがいいのではないかと思うんですけど、どうお考えですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 先ほど私も言いましたとおり、昨年度までゼネコンにみえた職員を採用しましたので、今の業者と同じようなレベルのゼネコンにおりましたので、当然係長ではないですけれども、専門的な知識を出してもらうためにその組織の中に入れていろいろ議論していただけたらいいなと思っておりますので、その方向でいくつもりでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 もしその方が設計審にいれば、今回のようなセメントミルクが出るということは、これは産廃ですよとか、そういう指摘までされたと思われませんか。つまり、それぐらいのレベルの専門家ですかということです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答えられます。

下廣経済建設部長。

○**経済建設部長（下廣信秀君）** 建築もそうですし土木もそうでございますように、例えば建築でいいますと、建物の構造、それから設備、電気、こういった専門分野がございます。ですので、そのときに必要なそういう知識を持った方の意見を聞くということが一番大切なのかなと。そういった工事、土木工事でも、例えばトンネルなのか橋梁なのか、いろんな分野がありますので、その特殊性のある物件が本当に出た場合は、そういう知識を持った方の御意見を聞くというのは非常に有効だと考えられますが、そういう特殊性の、そこまで特殊性はないけど全般的に助言がいただけるというのは、先ほど副市長がお話した、職ではなくて、係長以上だとか補佐とかそういうことではなくて、そういう専門知識を持った方に委員会の中に入っていただくということになるのかなと思います。

以上です。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** ほかにございませんか。

清水委員。

○**清水義昭委員** 私から最後の確認なんですけど、今回の工事請負契約の変更で、全体的な工期の後ろのところには影響はありませんか。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○**都市計画課長（近藤 潔君）** 工期としましては30年の3月までございますので、工程はこれから業者のほうと打ち合わせをしまして、短縮できるところは努力していただきながら、これを目指して進めていきたいと思っております。

以上です。

○**建設消防委員長（毛受明宏議員）** ほかにございませんか。

富永委員。

○**富永秀一委員** 防水シートのことなんですけど、周囲の水のpHが低くてコンクリートの中性化が早まる可能性があるために、上だけじゃなくて横だとか底にも施工するという事になったということなんですけど、ボーリング調査をやったけれども、そのときにはpHははかっていなかったということなんですけど、地盤をコンクリートで加工する場合には、建築メーカーによると、住宅を建てる場合でもやっぱりpHははかって、pHが低いと、これはコンクリートの量がたくさんいるぞとかいうことで、コンクリートを採用しない、別の地盤改良をやったりすることもあるんですけど、そうすると、設計段階で本来そこをコンクリートでまぜる、地盤をつくるということであればpHをはかっておくのが当然だったということになるんですけど、そういうことを、今考えていらっしゃる体制で防げま

すか、そういう見落としを。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 100%防げるか防げないかという、なかなかいい御返事ができませんが、少しでもなくすような工夫をしながらやっていくと。仮にそういう案件が出た場合に、これ、土木工事も建築工事も一緒なんです、業者側からここはこういうふうにしなないとこの基準に合っていないよという、今回みたいにそういうことをいただいて、私どもが仮に基準を知らなかったと、ただ、やっぱりこれはこのとおりだと、でない構造物に影響が出るということであれば、その分は変更していくと。そういうことを、仮に業者のほうも見落としとしてという構造物そのものに影響が出る可能性があるということもありますので、業者のほうもそうですし、私どものほうもそうですし、勉強しながら少しでもいいものをつくっていきたいというふうに考えています。ちょっと回答になっていないかもしれませんが、よろしく願います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） ボーリングのときのpH値は事実やっていないということで、本来ならば水位をはかればいいということでやっているんですけども、ただ安定処理をする場合は、石灰で安定処理をしようとするとき必ずpH値をどれだけやりなさいという指針がありますので、それは当然現場でやります。そのときに、pH値が高いと安定処理量を変えるだとか、いろいろ手だてはします。それは間違いなく現場でやる、今の知識がないとか、そんな知識は持っています。よろしく願います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） そろそろ、まだあります。

（まだありますけどの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 じゃ、1つ。もし情報提供が、議会への情報提供がもっと早ければ提案できたかなということが1つあるんですけど。要するに、これは多分愛知県とか三重県でもある部署だったら知っている技術かと思うんですけど、しゃびしゃびの状態の有機廃棄物、有機汚泥とかそういうものを、ある液体とまぜてごろごろ回しながら風を送るとどんどん乾燥して、急速に乾燥して、数時間でだまのようなブリケット状になるという技術があるんですよ。だから、もっと早くわかっていれば、こんなことで困っているということがわかっていれば、もしかしたらそういう技術も紹介できたかもしれないんですけど、今この時点になるともうどうしようもないんですよ。だから、解決できたかどうかというのはありますけど、ただ、かなり早く、2月だとおっしゃっているんですけど、本当はもっ

と早くからわかっているべきではないかと思うけど、その時点で声をかけてもらえていれば、もしかすると4月18日の緊急議会がありましたよね、その時点でいろいろやったけれども、結局できませんでしたということですからすぐ決められたかもしれない。そうすると、当然日数、とまっていた分は節約できたわけですよ。だから、そこを考えると、もっと早く議会に情報提供するというお考えはなかったですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 質疑をしてくださいね。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今の委員の御質問は、すぐに通年議会ですので、いつでも早い段階で議会のほうに声をかけてもらえれば、こういうことにはならなかったのではないかとございます。それは、議長からも厳しく御指導をいただいております、こういう案件がありましたら速やかにまずは御報告させていただくということで、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） そろそろ質疑のほうも出尽くしたんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

（ちょっと確認しておきたいことが幾つかありますの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 今の建設汚泥の話からちょっと別のことで幾つか確認をしておきたいんですけど、ボックスカルバートの部分は鉄筋を入れるから防水シートが要するという話でしたね。地盤の部分もコンクリートですけど、これは、鉄筋は入れないんですか。だから防水は必要ないんですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 地盤については、鉄筋は入れません。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。いいですか。

以上で……。

（ちょっと待ってくださいの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） まだあります。

富永委員。

○富永秀一委員 補助金のことで確認をしたいんですけど、もし最初から、多分可能性として見込めていた可能性があるものとして7,000万ぐらい多分あると思うんですけど、それが入っていた場合は、その部分は当然国や県の補助が受けられていたということでいいで

すよね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 桜ヶ丘沓掛線の予算としましては10億8,000万ですか、こちらの継続ということで、国のほうにもこれの5.5で上げております。最終的に契約金額が固まった段階で補助金というのは精算をしますので、その段階で精算と。ただ、精算するときには本当に、先ほど都市計画課長が申しましたように、5.5になるのかというのが不明瞭な部分がある。補助対象の事業費としてそれがなるのかというのがちょっと不明瞭な部分があると。ですので、基本的に契約、当初の段階で予算ベースで申請します。それが請負契約で変わりますので、その段階で、ただ、それはまだ契約中ですので、工事が終わっていませんので請求は全ての事業が完了し、精算する段階でやらせていただくというのが一般的な工事の予算要求の仕方になっております。

以上です。ですから、もう一回確認すると、5.5で私どもは最終の変更契約に対して申請はするということです。

以上です。

（確認ですの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、今回のがもし入っていたら11億5,000万とかという総額で請求をしていて、それに対して5.5という、最大、マックスという形になっていたはずであるということですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほどは予算でお話ししました。まだ発注前に国交省の申請をしていきますので。もう一回確認すると、最終的に実際にかかった費用の5.5というのが一般的ですので、最終の変更契約金額に対して申請することは私どものものですが、相手が5.5以下になる可能性が非常に、それはこの事業だからということではなくて、先ほど都市計画課長が話しましたように、新設道路については補助金がつきにくいという状況が今は続いております。ですので、その辺が国の施策によって多少変わる可能性がありますので、今の段階で間違いなくつきますとか、私どもは、手続上はそれは可能ですので、そういう形で変更でふえた分も補助の申請はしていく予定でおります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 賛成の立場で討論はします。といっても積極的にというよりは、賛成するしかないという状況だからです。

インプレスライド以外は、あらかじめ見込んでおくべきであったり、早目に対処すれば防げたというものが多かったわけです。そうすれば余分に支出をしなくて済んだ金額もかなりあるのではないかと思います。

反対すれば解決するのであれば反対もしますけれども、反対してもさらに費用がかさむということですので、また、再発防止策についてもある程度可能性が見えてきております。そこで、そういった再発防止策の強化、それと議会への早目の情報提供、そういったことを求める附帯決議をつけるということを提案しつつ賛成といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

労務単価なんかは、これは別といたしまして、これは当局が確認する必要があるもの、見込みの甘かったもの、これは誤りだというものがはっきりと分かれています。ですから、今後二度とこういった間違いを起こさないようにしっかりチェックをしていただいて、先ほどおっしゃられたようなチェック、さらに輪をかけて厳しいチェックを行っていただいて、正しいといえますか、しっかりとした事業を行ってください。

以上です。賛成です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 非常に賛成しづらいんですが、賛成の討論をいたします。

知識不足とか見込みが甘かったという点が何点かありまして、部長は先ほど、議員の皆様にご迷惑をかけておりますと言われたんですが、これは私たちではなくて市民の皆様に迷惑がかかっているわけでありまして、その辺、私たち、どうやって説明すればいいのか、ちょっと困っちゃいますので、本当に再発防止の徹底をお願いして賛成の討論といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 質疑の中でいろいろ見えてきましたけれども、副市長からも痛恨のきわみだという言葉もありました。工期のほうもなるべく変更しないように、後ろにいかないようにというようなお話もございました。

今後、若手の研修をしたりだとか設計審査委員会ですか、これを今までは発注前、積算後の発注前のときにやっていたのを、今後はコンサルから上がってきた段階で審査会をやりたいというようなこと、それからキャリア採用でゼネコン上がりの方をとってみえて、何とかやっていけそうだというような雰囲気いただきました。おまけとして、今後は速やかに議会に報告をすると。

こういうことが起こると、痛手を食うのは市民の皆様ですね。先ほど副委員長からもあったんですけど、実際に痛手を負っているのは大体1,130万ぐらいというような積算をしましたが、貴重なお金でありますので、今後こういうことがないように努めていただくということで賛成とします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第62号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

先ほど討論の中で、富永委員より附帯決議案の提出という発言がありましたので、文書によって提出を願うため、ここで暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

午後3時28分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に富永委員より、お手元に配付されておりますとおり、附帯決議案が提出されましたので、提出者より趣旨について簡潔に説明願います。

富永委員。

○富永秀一委員 今回1億円という巨額の契約変更の案件が出てきました。再発防止についてもしっかり話はされましたし、また、議会への情報提供についても約束はされましたが、これだけの契約変更が出て、議会はそのまま通したというふうなことではなくて、附帯決議という明文をきちんとつけるという形をとっておきたいと思ひまして、附帯決議を

つけてはどうでしょうかという提案をさせていただいております。

前半では、簡潔に、これって、読み上げたほうがいいですか。読み上げなくていいですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ポイントで。

○富永秀一委員 前半では、今回の契約変更で明らかになった問題点について上げ、設計審査体制の強化など再発防止策の徹底と、あと、巨額の契約変更など市政に大きな影響を与える事柄が予想される場合には、詳細が確定する前であっても積極的に議会に対して情報提供を行うことという2点を強く要望するという形にしております。

2点目については、例えば健康保険の問題であったり、下水道のことであったり、確定前であっても最近では情報提供をいただいているとは思いますが、今回のこの巨額の契約変更については、全くおくれたというよりは既に期限が過ぎたような状態でようやく出てきたということもありましたので、それも入れさせてもらいました。

これについては、もしこうすれば賛成できるという意見がございましたら、これまた変えるようにも思っておりますので、ぜひ審議をお願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 趣旨説明が終わりました。これより討論に入ります。

討論のある方は挙手を。

村山委員。

○村山金敏委員 ちょっとこれ、持ち帰って検討したいと思いますので、暫時休憩をお願いできますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 中身の検討ということで、村山委員よりありましたが、暫時休憩といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 暫時休憩といたします。

午後3時31分休憩

午後3時39分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほどの委員会の中の、私の答弁の一部に誤りがありましたので、修正をお願いいたします。

設計審査委員会の中で、建築工事については第三者と申しますか、プロの方に意見を伺っているという御回答をしたと思うんですが、工事については、そういうことはやられて

いないと。ですから、建築工事も土木工事と同様に、職員だけでやっているというのが現実で、建築の委託設計をするときに、その委託が本当に必要かどうかということを経験のプロに意見を聞いているという状況でございますので、その辺の修正をお願いします。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） その点を精査しておきます。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、この工事請負契約の変更についての附帯決議ではありますが、反対の立場で討論をいたします。

この中身ですけど、1番、2番とも、先ほど委員会の中で副市長を初め部長、課長とも、対策もしっかり言っておられました。これをしっかりと履行していただくということをお願いしておきます。当然履行しなければ、また議会のほうで強く求めていくということになります。

それと、2番目も同様ですが、ただ1つ、もう一つ気になることが、詳細が確定する前であってもという文言が入っております。ですから、これが入ると、詳細が確定する前であってもちょっとまずいものですから、そういったところで反対といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

（賛成討論はの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 終結しちゃったものですから。

（出した人の趣旨は書いてあるのでいいですの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、附帯決議に対する採決は挙手によって行いますが、挙手しない委員は、本附帯決議案に対し、反対とみなします。

それでは、採決を行います。

議案第62号の附帯決議に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 賛成少数であります。よって、議案第62号については、附帯決議を付することは否決とされました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告につきましては、例に従い提出させていただきます。

慎重な審査、御苦労さまでした。これにて建設消防委員会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設消防委員会

委員長